

最高裁判所(第一小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税決定処分取消等、市民税・県民
税更正処分等取消請求上告受理事件

国側当事者・国ほか

令和元年7月25日不受理・確定

(控訴審・福岡高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成31年1月17日判決、本資料2
69号-3・順号13226)

(第一審・福岡地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号、平成3
0年3月14日判決、本資料268号-28・順号13133)

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	土谷 明
相手方	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
同指定代理人	江森 久子
相手方	中津市
同代表者市長	奥塚 正典

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認めら
れない。

令和元年7月25日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 池上 政幸

裁判官 小池 裕

裁判官 木澤 克之

裁判官 山口 厚

裁判官 深山 卓也